

# 令和4年度 国分寺市特定任期付職員 (法曹有資格者)採用選考募集案内



(令和4年度採用)

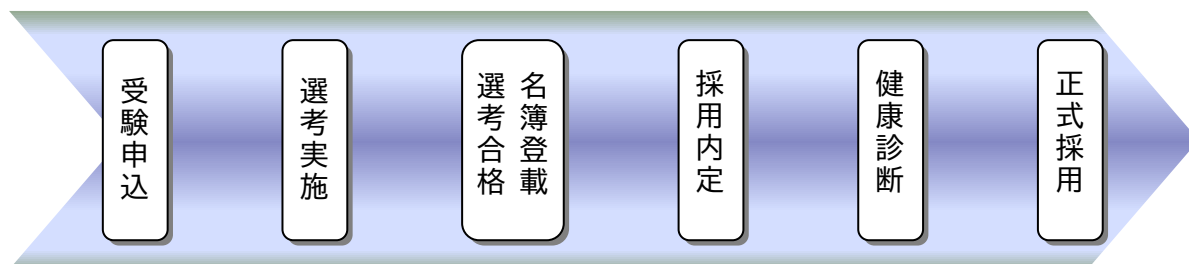
令和4年10月19日  
国分寺市総務部職員課

## \* 特定任期付職員

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、高度の専門的な知識経験等を有する者を、任期を定めて当該知識経験等が必要とされる業務に従事させるため採用する職員です。

勤務条件（勤務時間、休暇、服務、分限等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

### ■ 受験申込から採用まで



- ・ 受験申込：令和5年3月31日(金)までに郵送（必着）
- ・ 選考日時：応募者と別途調整

## 1. 試験と職種・受験資格・採用予定者数

職 種	受 験 資 格 ・ 経 験	採用予定人数	任 期
事務技術職 (法務) 係長職	弁護士としての実務経験が2年以上ある法曹有資格者	1名	採用候補者と調整した採用日から1年間（ただし、採用日から5年を超えない範囲で本人の同意を得て任期を更新する場合あり）

※受験資格にある必要な資格・経験は、令和4年10月19日現在で要件を満たしている必要があります。

※地方公務員法第16条又は弁護士法第7条の欠格条項に該当する人は受験できません。

## 2. 主な職務内容

係長職の職に任用され、下記の職務内容に従事していただきます。

- |   |
|---|
| (1) 行政運営に係る法務相談に関すること<br>(2) 行政不服審査及び訴訟に関すること（審理員及び指定代理人としての活動を含む）<br>(3) 条例，規則，訓令その他例規の指導及び審査に関すること<br>(4) 法務研修の計画及び実施に関すること<br>(5) その他政策法務に関すること<br>(6) その他法律専門職としての知識及び職務経験が生かせる職務 |
|---|

※令和4年10月19日現在、政策法務課に1名の特定任期付職員（弁護士）が配属されています。今回の募集により採用となった際には、政策法務課に配属となる予定です。

## 3. 受験手続き

所定の提出書類を郵送し、受験申込みをしてください。なお、提出書類は返却しません。

提出書類	1. 履歴書兼自己紹介書（市指定様式） 2. 職務経歴書 3. 弁護士資格証明書の写しまたは司法修習終了証明書 4. 受験票（市指定様式） 5. 受験票送付用封筒（長40号又は長3号，84円切手貼付・送付先明記） ※履歴書兼自己紹介書及び受験票には、4cm×3cmサイズで最近3か月以内に撮影した写真を貼付してください。
郵送	角2号（A4判）封筒に提出書類を封入し、簡易書留で郵送してください。 簡易書留によらない事故については、責任を負いません。  【送付先】〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1 国分寺市 総務部 職員課 人事・研修係 【期間】令和5年3月31日（金）まで（必着）

## 4. 試験の日程・方法

選考日程	具体的な選考日時については、応募者と調整します。
選考方法	書類選考，面接

## 5. 合格者の決定・発表

最終合格者は、上記試験の結果を総合して決定し、採用候補者名簿に登載します。

## 6. 採用

採用候補者名簿	合格者は採用候補者名簿に登載されます。なお、採用候補者名簿は、原則として作成日から1年を経過すると失効します。
採用日	採用候補者と調整の上、原則として令和5年4月1日までの日で採用します。なお、離職等の事情については相談に応じます。

## 7. 給与・勤務条件

区 分	内 容
給 与	<p>月額 350,900 円～（令和 4 年 10 月現在）</p> <p>例 1） 35 歳の方が，法曹としての期間 5 年を経て採用された場合 …月額 385,352 円</p> <p>例 2） 45 歳の方が，法曹としての期間 15 年を経て採用された場合 …月額 454,140 円</p> <p>例 3） 55 歳の方が，法曹としての期間 25 年を経て採用された場合 …月額 475,832 円</p> <p>※この給与は，採用された方の法曹として従事した経験に基づき格付けた給料額に，地域手当（16％）を加えたものです。</p> <p>※上記のほか，扶養手当，住居手当，通勤手当（月額上限 55,000 円），超過勤務手当，期末・勤勉手当（年間おおむね 4.45 月分）等が支給されます。</p> <p>※給与改定等があったときは，その定めるところによります。</p>
服 務	<p>基本的に，任期の定めのない常勤職員と同様になります。</p> <p>弁護士登録をしている場合も，任用期間中は，営利企業等への従事制限など，地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので，原則として現在の弁護士業務を停止する必要があります。弁護士登録を抹消する必要はありません。</p> <p>※弁護士会の会費等は，自己負担となります。</p>
勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
休 日	週休 2 日制 原則として日・土曜日ですが，公務により出勤する場合があります。
休 暇	年次有給休暇（年間 20 日），夏季休暇，結婚休暇等

採用試験に関するお問い合わせは・・・

国分寺市総務部職員課人事・研修係

〒185-8501 国分寺市戸倉 1 - 6 - 1

TEL：042-325-0111（内線 416・557）

E-mail：syokuin@city.kokubunji.tokyo.jp

URL：http://www.city.kokubunji.tokyo.jp

【アクセス 西武国分寺線 恋ヶ窪駅より 徒歩 2 分】